

要望事項5 農地中間管理事業の推進について

農地中間管理事業は、担い手への農地集積・集約化を一層進める制度として、平成26年度から各都道府県で取組が推進されている。

しかし、本事業は、県による農用地利用配分計画の縦覧や公告、業務委託の知事承認など、従来の農地集積に関する事業に比べ手続が煩雑で、担い手への権利設定までに多くの時間と労力を要し、農業者の積極的な利用の妨げとなっている。

また、農地の出し手・地域に対する補助金について、国は平成30年度までの交付単価を示す一方で、平成28年度から交付ルール的大幅な見直しを行ったほか、「平成28年度農地中間管理機構事業のうち事業推進費の財源措置について」（平成28年1月）により、機構の運営費等に係る推進事業費について、都道府県の予算計上を求めるなど、毎年、制度運用が見直されるため、事業推進に支障が生じ、平成28年度の貸借実績は、前年度に比べ、当地域では約7割程度に、全国では6割以下に大きく減少している。

さらに、本事業の関係法律の施行後5年（平成31年3月）を目途に国の財政措置の見直しを行うこととされている。

そこで、国においては、事業の円滑な推進に向けて事務手続の簡素化を図るとともに、各都道府県が長期展望をもって担い手への農地集積・集約化の支援に取り組めるよう、地方に新たな財政負担が生じることのない十分な予算を確保した上で、国の責任において一貫性のある制度運用を行うことを要望する。

特に機構の運営費や業務委託費等に必要な推進事業費については、実質、都道府県が負担する額を含むこととし、更なる地方負担の増額を求めないことを要望する。